

検 定 意 見 書

13 枚中 1 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	表見返 ③	上左	「気圧」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
2	7	下	「わたしのレポート」の[疑問] (以下、12ページ下、139ページ下の同様の部分)	不正確である。 (記載内容は疑問になっていない。)	3-(1)
3	8	上中	丸囲み写真の冷蔵庫の中段にある缶の文字「Coca Cola」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
4	12	上右吹き出し	レポートの書き方は探究の進め方を参照しよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照先が不明。)	3-(3)
5	22	側注1	組立単位	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)
6	27	5	希ガス	生徒にとって理解し難い表現である。 (未学習。)	3-(3)
7	27	図5	「空気の組成」のグラフ中「空気」	誤りである。	3-(1)
8	27	下囲み	「気体の性質の調べ方」の中の「石灰水の変化」	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (石灰水使用時の目の保護について)	固有 1-(1)
9	32	図11	図中のスタンド	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (スタンドの土台の向きについて)	固有 1-(1)
10	33	図14	「水素を発生させてその性質を調べる実験」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (試薬の量が記載されておらず、水素が大量に発生するおそれがある。)	固有 1-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 2 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 1	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
11	35	下中写真	塩素の入った集気びんの中に銅線を入れている写真	生徒にとって理解し難い写真である。 (塩素と銅が化合することは未学習。)	3-(3)				
12	37	上中	導入文の中の「風化」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
13	37	側注3	この他にマグネシウムやカルシウムなどの物質もふくまれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マグネシウムやカルシウムが単体として含まれているかのような表現。)	3-(3)				
14	39	下	実験結果の表の中の「物質をとかす前の質量〔g〕」及び「物質をとかしたあとの質量〔g〕」	不正確である。 (何の質量が特定されていない。)	3-(1)				
15	41	側注6	水が蒸発した場合は、このかぎりではない。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)				
16	43	11	$10g / (90g + 10g) \times 100 = 10\%$	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3-(1)				
17	45	囲み	「実験6 水溶液から溶質を取り出そう」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (やけどに対する注意が不足している。)	固有 1-(1)				
18	50	側注3	状態の変化には、温度だけでなく圧力も関係する。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
19	50	側注4	物質そのものは変化しないが、状態などが変化することを広く物理変化という。溶解なども物理変化である。一方、物質が性質のちがう別の物質に変化することを化学変化という。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
20	50	下右囲み	「状態変化の名称」の中の「気化」	表記の基準によっていない。 (学術用語集化学編)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 3 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
21	50	下右囲み	「状態変化の名称」の中の「その逆を凝結といいます。」	誤りである。	3- (1)	
22	52	図7	写真2枚	生徒にとって理解し難い写真である。 (ペットボトルの口の部分が写っておらず、ふたの状態が確認できない。)	3- (3)	
23	52	図7	写真中の「AND」 (2箇所)	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2- (7)	
24	53	側注5	粒子の運動は、温度が高いほど激しく、温度が低いほどおだやかである。物質をつくっている粒子の運動の激しさの目安は、その物質の温度で表される。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	
25	56	側注1	このとき、物質にあたえられた熱は、温度の上昇に使われるのではなく、状態変化のために使われる。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	
26	57	上中	「1気圧のときの値である。」の「1気圧」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3- (3)	
27	57	表1	「さまざまな物質の融点・沸点」の中の銅の沸点の値「2567」と259ページ中左の銅の沸点「2570℃」	相互に矛盾している。 (銅の沸点について)	3- (1)	
28	61	26	国際単位系の基本単位	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3- (3)	
29	64	中左	1章③の問題文「AとBは金属であるといえるか。」	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (磁石につく金属として鉄以外は学習していないので、解答できないおそれがある。)	2- (1)	
30	66	中右	活用・応用問題2⑤の問題文中「②」 (以下、下右問題2⑦の同語)	誤りである。	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 4 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
31	70	側注1	「真空」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
32	71	図3	「ピンホールカメラによる写真」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ピンホールカメラ」について説明不足。)	3-(3)
33	71	側注2	「光源から出た光は辺り一面にまっすぐに進む。たとえば、太陽は地球からとてもはなれているため、地球に届く光は平行であると考えられる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)
34	72	上右吹き出し	「鏡に映った物体は、左右が逆になっているね。」	不正確である。 (凸レンズによる実像を上下左右が逆と表現していることを考慮すると、平面鏡による虚像は左右が逆ではない。)	3-(1)
35	73	囲み	実験1の方法[3]「鏡の面に垂直な線(垂線)を引いたあと、右の図のように、印どうしを線で結ぶ。」	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (印どうしを線で結ぶ前に、線の交点を通る垂線を引くのは困難である。)	2-(1)
36	75	5 - 6	「白い紙を置いた部分には蛍光灯が見えないのはこのためです」	生徒にとって理解し難い表現である。 (白い紙を置いた部分について説明がなく、蛍光灯が見えない理由が分からない。)	3-(3)
37	77	4 - 7 左	「2枚の鏡をたがいに直角になるように組み合わせたものに光が当たると、どの方向から光が当たっても2回反射して、もとの方向にもどっていきます。」	不正確である。 (2枚の鏡の両方に直交する平面に入射光線が含まれない場合、もとの方向にもどらない。)	3-(1)
38	78	図14	「水に入れるとものさしがずれて見える」	生徒にとって理解し難い表現である。 (水に入れている物がものさしに見えない。)	3-(3)
39	78	7 - 8	「図14のものさしからの光はどのような向きに進んでいるか。図15に光の道筋を記入して考えよう。」	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (図14の「ものさし」と図15の「ものさし」で水槽に対する位置及び傾きが異なっている。)	2-(1)
40	79	図17	「手のペガラスの向こう側の景色はゆがんで見える」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「手のペガラス」について説明がなく、ゆがんで見えることとの関係が分からない。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 5 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
41	80	側注1	全体	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
42	80	11 - 12	「空気⇒ガラス・水 入射角 $\geq$ 屈折角 ガラス・水⇒空気 入射角 $\leq$ 屈折角」及び側注3全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(1)ア(7)の「光の反射や屈折の実験を行い、光が水やガラスなどの物質の境界面で反射、屈折するときの規則性を見いだすこと。」)	2-(1)
43	80	図19	全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
44	80	図20	(a)の図	不正確である。 (鉛筆の像の位置について)	3-(1)
45	81	下右図	逃げ水の光の進み方を示している図	生徒にとって理解し難い図である。 (光の進み方について説明不足。)	3-(3)
46	82 - 89	ページ 全体	「1-4 凸レンズのはたらき」全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容(1)ア(4)の「凸レンズの働きについての実験を行い、物体の位置と像の位置及び像の大きさの関係を見いだすこと。」)	2-(1)
47	82	図26	全体	生徒にとって理解し難い写真である。 (「凸メニスカスレンズ」について)	3-(3)
48	83	図30	図の上の「レンズの中心で屈折するように」、図の右の「レンズの中心付近は」及び図の中の「凸レンズの中心」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「レンズの中心」の示す箇所について)	3-(3)
49	84	2 - 4	「凸レンズを通し、上下左右が逆になって見える景色や大きくなって見える物体などは、すべて凸レンズの像である。」	不正確である。 (景色や物体などの像であり、凸レンズの像ではない。)	3-(1)
50	88	上左囲み	「それが光を刺激として受け取る細胞を通して感じとります。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 6 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
51	88	上左囲み	「細胞」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
52	92	側注2	「糸のときよりも音が伝わる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (比較の観点について説明がない。)	3-(3)
53	92	下囲み	「音が認識されるしくみ」全体	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
54	92	14 - 15	「感覚細胞」	生徒にとって理解し難い表現である。 (未学習。)	3-(3)
55	94	7	「 $331.5 + (0.6 \times 30) = 349.5 \text{m/s}$ 」	不正確である。 (等式の両辺が一致していない。)	3-(1)
56	95	図10	「弦を張る強さは右側のねじで」及びモノコードの写真	生徒にとって理解し難い表現である。 (写真のどこが「ねじ」か分からない。)	3-(3)
57	98	15 - 16 左	「波は、媒質の動きが伝わる現象で、媒質そのものは移動しません。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「動き」と「移動」について説明不足。)	3-(3)
58	99	2 - 6 左	「下の図は、水面にできた波が大きさの異なる隙間を通りぬけるようすを示しています。小さい隙間を通りぬけた波は、勢いは弱くなるものの、影の部分にもまわりこんでいることがわかり	生徒にとって理解し難い表現である。 (「隙間」及び「影の部分」が図のどこを示しているのか説明不足。)	3-(3)
			ます。」及び対応する図		
59	99	上右図	「姿は見えなくても声が聞こえるのは、音の回折のためである。」の上の図	生徒にとって理解し難い図である。 (通常の部屋には天井があることを考慮すると、声が伝わる経路が理解し難い。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 7 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 1	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
60	99	18 - 19 左	「振り子は1か所で振動しているのに対して」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)				
61	101	下右囲み	「力の矢印を作用線にそって他の点に移動してもかまいません。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)				
62	104	図13	全体	不正確である。 (抗力と摩擦力について)	3-(1)				
63	105	図15	全体	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (6行～7行「変形したばねやゴムなどは、もとの形にもどろうとして力が生じる。」を考慮すると、中空ボールの中の空気に由来する弾性を、外皮に由来する弾性と誤解するおそれがある。)	3-(3)				
64	107	囲み	「グラフの表し方」全体及び108ページ図19	学習上の支障を生ずるおそれがある。 ((0, 0) の点の有無が相互に異なっており、どのように扱うべきか分からない。)	2-(1)				
65	109	14 - 15	「そこで、物体の量を表すときには、いつも地球上で測定した値である質量を使う。」(以下、121ページ右9-10行「物体の量を表すとき、いつも地球上で測定した値である質量を使う。」	不正確である。 (質量の説明として)	3-(1)				
			)						
66	109	図22	図の中の上皿てんびん	生徒にとって理解し難い図である。 (説明不足。)	3-(3)				
67	110	1 - 2	「次の[1]～[4]の文にある「重さ」の意味は、それぞれ重力、質量、どちらでもないのいずれか考えよう。」及び4行「[2]月の「重さ」は、地球の約1/80である。」	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (月と地球の質量に関する知識がなければ、正解が分からない。)	2-(1)				
68	110	9	「白金90%, イリジウム10%の合金」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 8 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
69	110	10 - 11	「この定義が設けられたのは1899年のことです。」	誤りである。 (年について)	3-(1)
70	117	1 - 3	「浮力の大きさは、物体の水中にある部分の体積が同じであれば、物体の重さ(物体にはたらく重力)には関係しない。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水中にある部分の体積が異なる場合、浮力の大きさが物体の重さに関係するかのよう表現。)	3-(3)
71	117	左28 -右19	「物体の一部が沈んだときにはたらく浮力の大きさが、重力と等しくなります。油が水に浮いたり、鉄が水銀に浮いたりするのはこのためです。」及び「油は水に浮く」の写真	生徒にとって理解し難い表現である。 (文と写真の対応について)	3-(3)
72	138	下囲み	右の「ゾウリムシなどは体が1個の細胞(156ページ参照)でできていますが、ミジンコなどは多数の細胞でできています。また、137ページの生物は光合成(161ページ参照)を行います	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
			が、138ページの生物は光合成を行いません。」(以下、139ページ「[結果]」の「A」, 「B」及び「C」の「・光合成を行う。」)		
73	159	下右写真	「オヒルギ(呼吸根)」及びその写真	不正確である。 (相互の対応について)	3-(1)
74	161	中右囲み	「葉のつき方」全体	発展的な学習内容には該当しない。	2-(14)
75	166	中左囲み	「対照実験」全体	不正確である。 (「対照実験」の説明として)	3-(1)
76	178	下囲み	下左「杯状体に生じる無性芽は成長して雌株や雄株となる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「杯状体」について説明がなく、無性生殖について学習していない。)	3-(3)
77	179	6 - 8 左	「光合成を行って酸素を放出している生物のうち、種子植物、シダ植物、コケ植物を除いたものを藻類といいます。」(以下、左17-18行「藍藻類などに区別することができます。」、右	不正確である。 (シアノバクテリアを藻類に含めていることについて)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 9 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
			15-16行「アナベナやユレモ、食用となるイシクラゲは藍藻類にふくまれます。」及び下右「イシクラゲ（藍藻類）」の写真)		
78	192	4 - 5	「過去1万年の間に噴火したことがある火山（活火山）」	不正確である。 (活火山の説明として)	3-(1)
79	194	5 - 6	「マグマは、地下深くへと運ばれた岩石と水が、地球内部の熱や圧力によって温度が上がり、とけてできる。」	不正確である。 (岩石と水とマグマの関係について)	3-(1)
80	198	表1	カンラン石の欄「ガラス状になっている。」	不正確である。 (特徴を表す表現として)	3-(1)
81	199	6	「このような対比に役立つ特徴的な地層」(以下、244ページ右4～5行「対比に役立つ地層」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (地質学用語の「対比」)	3-(3)
82	205	中右	ルビ「かみまつ」	誤りである。 (地名について)	3-(1)
83	206	4 - 5	「急激な変動でわかるのが、わたしたちの体にも感じることもある地震である。」	不正確である。 (地震の説明として、不適切である。)	3-(1)
84	214	図14	「震源」(2箇所)	不正確である。 (214ページ1行「上の図14は、震央の位置がほとんど同じで」と対応しない。)	3-(1)
85	214	10	「約1000倍になると考えられている。」	不正確である。 (マグニチュードについて)	3-(1)
86	215	図16	震源の分布図	生徒にとって理解し難い図である。 (震央の分布図との対応関係について)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 10 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
87	215	側注1	「都市の」	不正確である。 (内陸型地震について)	3- (1)	
88	219	7 - 8 左	「大きい地震」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3- (3)	
89	220	17 左	「波高」	不正確である。 (津波に関する表現として、不適切である。)	3- (1)	
90	226	側注4	「沈降したりして」	不正確である。 (陸上に現れた理由について)	3- (1)	
91	227	上囲み	上右写真「勝沼市」	誤りである。 (地名について)	3- (1)	
92	227	上囲み	図タイトル「扇状地の断面」	不正確である。 (図と対応しない。)	3- (1)	
93	233	中	ルビ「かがみはら」	誤りである。 (地名について)	3- (1)	
94	235	表1	泥岩の欄「0.05mm」と「泥や粘土」	不正確である。 (泥岩の定義として)	3- (1)	
95	237	6 - 7	「示準化石をふくむ地層はかぎ層である。」	不正確である。 (かぎ層の記述として、不適切である。)	3- (1)	
96	237	14	「海の中で誕生した細菌である」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 11 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 1	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
97	238	2	「その場所がどのような場所で堆積したのか」	不正確である。 (主語について)	3-(1)				
98	241	図	下右「トウキョウホタテ」	誤りである。 (写真と対応しない。)	3-(1)				
99	242	囲み	上右の写真	生徒にとって理解し難い写真である。	3-(3)				
100	243	囲み	考察①全体	不正確である。 (れきについて, 結果と対応しない。)	3-(1)				
101	250	中左	「図1」のグラフ	通常の方法に従って記載されていない。 (縦軸の目盛りの数値に「0」がない。)	3-(5)				
102	254	上左	「水素や二酸化炭素のシャボン玉をつくろう」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (水素を扱う実験において, 火気に対する注意がない。)	固有 1-(1)				
103	254	上左	「水素や二酸化炭素のシャボン玉をつくろう」の「[3]チューブの先を石けん水につけてから気体を出し, シャボン玉をつくる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 ([2]との違いについて)	3-(3)				
104	257	下囲み	「アルコールランプの使い方」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)				
105	257	下囲み	「アルコールランプの使い方」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (芯の長さについての注意がない。)	固有 1-(1)				
106	258	下右囲み	「加熱のしかた」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (突沸を防ぐための配慮がされていない。)	固有 1-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 12 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
107	259	ページ 全体	「教科書に記載されているおもな物質・試薬の一覧」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
108	260 - 261	ページ 全体	「実験に使ういろいろな器具」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
109	260	上写真	「注射筒」の中の「TERUMO」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
110	264	ページ 全体	「単位のしくみ」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
111	264	上右表	マイクロの記号「 μ 」	表記の基準によっていない。 (国際単位系)	3-(4)
112	265 - 266	ページ 全体	「理科で使う算数・数学」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
113	265	19 - 20 左	「かけられる数とかける数の小数点の和」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「小数点の和」について)	3-(3)
114	266	29 - 34 左	「有効数字をふくむ数値の積や商などは、桁数の少ないほうにそろえる。 $8.96\text{g}/\text{cm}^3 \times 7.6\text{cm}^3 = 68.096\text{g}$ この場合、有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうにそろえ、積	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
			は、有効数字2桁の右の小数第1位で四捨五入し、68gとする。」		
115	266	32 - 33 左	「有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうに」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

13 枚中 13 枚目

受理番号 26-20		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 1
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
116	266	12 右	「10g / 10g + 100g × 100 ≐ 9.1%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3-(1)	
117	266	12 右	記号「≐」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)	
118	266	20 右	「10g / 100g + x g × 100 = 8%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3-(1)	
119	267	42 右	「④多く」	不正確である。 (解答例として)	3-(1)	
120	271	15 左	縞状鉄鋼層	不正確である。 (本文と対応しない。)	3-(1)	
121	272	13 中	ボーリング資料	不正確である。 (本文と対応しない。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 1 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
1	1	中右	周期表中, 84Poポロニウムの利用例「キュリー夫妻」	誤りである。 (利用例ではない。)	3-(1)
2	11	中	塩酸が水素と塩素に分解する様子を表すイラスト	不正確である。 (風船の大きさについて)	3-(1)
3	11	側注2	水素の体積と酸素の体積の比は1:1と ならない。	誤りである。 (「酸素」)	3-(1)
4	13	囲み	「実験3 鉄と硫黄が結びついて別の物質が生じるか調べよう」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (水素が発生する実験において, 火気に対する注意がない。)	固有 1-(1)
5	22	上左囲み	「同素体」の中の「炭素原子からできているダイヤモンドやカーボンナノチューブは, たがいに同素体です。」及びその下の木炭の写真	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カーボンナノチューブと木炭が同一のものであるかのような表現。)	3-(3)
6	29	下右吹き出し	3. では左辺の酸素原子の数が1個少ないから, 左辺の酸化銀の数を1個増やそう。	不正確である。 (図の説明として)	3-(1)
7	31	囲み	「実験4 スチールウールを燃やしたときの変化を調べよう」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (水素が発生する実験において, 火気に対する注意がない。)	固有 1-(1)
8	43	2	化学変化では, 必ず熱の出入りがともなう。	不正確である。 (「必ず」について)	3-(1)
9	50	下	「わたしのレポート」の[疑問] (以下, 108ページ上, 166ページ下の同様の部分)	不正確である。 (記載内容は疑問になっていない。)	3-(1)
10	65	上右囲み	蛍光灯が光るのは, 封入された水銀原子に電気をもつ粒子が衝突することで, 目には見えない紫外線が発生し, その紫外線が蛍光物質に当たって, 目に見える可視光線が出るためです。なお	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (蛍光灯の色が, 蛍光灯内部の気体の種類によって異なっているかのような表現。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 2 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
			，可視光線の色は，放電管内の気体の種類によって変わります。		
11	67	下右囲み	自由電子が原子からはなれると＋の電気を帯びた粒子が残りますが，これをイオンといいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自由電子をもつ原子の場合のみイオンとなるかのような表現。)	3-(3)
12	69	側注1	＋の電気をもつ粒子の流れの向きが，電流の向きと決められている。	不正確である。 (電流の向きの説明として)	3-(1)
13	69	下囲み	図5左「1 乾電池1個と発光ダイオードをつないで，電流に向きがあることを確かめる。」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (通常の発光ダイオードは乾電池1個では点灯しない。)	2-(13)
14	70	1	表題「直流回路と並列回路」	不正確である。 (内容との対応について)	3-(1)
15	71	側注2	「直流用の電流計や電圧計」の中の「直流」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
16	76	左囲み	「キルヒホッフの法則」全体	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
17	84	図15	図の説明文の中の「ニッケルとクロムを中心とした」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)
18	96	15 左	1J = 約0.24g	誤りである。	3-(1)
19	98	下囲み	写真の中の「東海埠頭(株)」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 3 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
20	106	2 - 4	手回し発電機の内部にはコイルと磁石があり、ハンドルを回転させてモーターの軸を回転させることで電流を発生させている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (コイル、磁石とモーターとの関係について説明不足。)	3-(3)	
21	107	下囲み	写真の中の「Kenis」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
22	108	9 - 11	誘導電流の向きは、磁界がしだいに強くなっているか弱くなっているか、磁石の磁極がどちら向きであるかによって決まる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (コイルや磁石を動かす向きや磁極の向きを変えたときに誘導電流の向きが変わることについて明確でない。)	3-(3)	
23	108	図15	コイルのなかの磁界が変化すると誘導電流の向きが変化する	不正確である。 (コイルの中の磁界が変化しても誘導電流の向きが変化するとは限らない。)	3-(1)	
24	108	図15	図の表題を除いた説明文全体	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
25	108	図15	図の説明文の中の「電磁誘導では、コイルのなかの磁界をさまたげる向きに誘導電流が流れる。」	不正確である。 (誘導電流の向きは、磁界をさまたげる向きとは限らない。)	3-(1)	
26	108	図15	図の説明文の中の「N極を遠ざけたときには上向きの磁界が強くなるので」	不正確である。 (磁界の向きについて)	3-(1)	
27	109	下囲み	写真の中の「PASMO」及び「Suica」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
28	110	下囲み	「実験9」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (コンセントの電流と電源装置の交流端子との関係について説明がない。)	3-(3)	
29	113	4 - 6 左	「電流の実体は電子の流れなので、導線にはたらく力は、導線中を動く電子にはたらく力を合わせたものと考えることができます。」、右3行～5行「写真のように、陰極線に磁石を近づける	学習指導要領に示す内容を発展的な学習内容として扱っている。	2-(14)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 4 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
			と、上下方向に電圧を加えなくても陰極線が折れ曲がります。」，囲みの中の写真及び説明図			
30	113	7 右	フレミングの左手の法則	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3- (3)	
31	113	17 - 18	電子には地球の磁界からの力がはたらいて運動が変化します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (電子が磁界から力を受けることについて説明不足。)	3- (3)	
32	113	下囲み	図の中の地球の磁力線の形状	生徒にとって理解し難い表現である。 (100ページ下囲みの中の地球の磁力線を示す図と異なることについて説明がない。)	3- (3)	
33	113	下囲み	図の右方の黄色の部分	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3- (3)	
34	117	6 - 9 右	「④下の写真1で、磁針のN極がさしているものをア～カからすべて選びなさい。写真2で、磁針のN極がさしているものをA～Hからすべて選びなさい。」，及びその下の写真1と2	不正確である。 (写真の磁針はものを指していない。)	3- (1)	
35	123	図3	下右「小腸の断面」のスケール	誤りである。 (スケールが正しくない。)	3- (1)	
36	126	下左囲み	「エンジンの根のだいたい色は、液胞にふくまれる色素によるものです。」	不正確である。 (液胞にふくまれる色素について)	3- (1)	
37	126	8 - 9	「光合成が行われる葉緑体や多様な物質がふくまれる液胞という構造」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (葉緑体が液胞にふくまれるかのような表現。)	3- (3)	
38	128	上左吹き出し	「およそ60億個の細胞からできている」	誤りである。 (数について)	3- (1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 5 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
39	130	3 - 4	「水流の向きなどの情報を刺激として受け取り,」(以下, 132ページ左2-3行「さまざまな情報を刺激として受け取る」, 右10行「水流の向きなどを刺激として受け取る」)	不正確である。 (情報と刺激との関係について)	3-(1)
40	132	6 - 9 左	「ヒトは, 光の一部を刺激として受け取ることができますが, 光の一種の紫外線を刺激として受け取ることはできません。」	不正確である。 (ヒトと紫外線との関係について)	3-(1)
41	132	下囲み	「紙幣の識別マーク」の写真	生徒にとって理解し難い表現である。 (どの部分が識別マークであるのか不明確。)	3-(3)
42	140	20 左	「骨をとかして」	不正確である。 (とかすものについて)	3-(1)
43	142	図2	「カバ」の写真	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
44	142	26	「分泌」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
45	144	側注2	「ここからは, 炭水化物や脂肪といった生命の維持に必要となる有機物を栄養分とよぶ。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (タンパク質, ビタミンといった有機物を栄養分に入れるのか否かについて不明確。)	3-(3)
46	146	7 - 9	「a2とb2の結果から, 蒸留水ではなく, 唾液のはたらきによってデンプンが存在しなくなることがわかる。」及び144ページ下左囲み「デンプンをふくむ液体では, 変化しません。」	不正確である。 (デンプンが存在していてもベネジクト反応は起こる。)	3-(1)
47	147	7	「消化酵素はたらきによって」	脱字である。	3-(2)
48	147	側注6	5行「cm2」(以下, 151ページ側注2の4行「cm2」)	誤りである。	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 6 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 2	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
49	148	図7	「デンプンの分子とブドウ糖の分子の大きさを比較する実験」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)				
50	148	21 - 22 左	「脂肪を合成して貯蔵したり」	生徒にとって理解し難い表現である。 (147ページ17-18行「脂肪酸とモノグリセリドは、柔毛の表面から吸収されたあと、再び脂肪となってリンパ管に入り、」との関係について)	3-(3)				
51	148	27 - 28 左	「アミノ酸を別のアミノ酸につくりかえたりもしています。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
52	148	17 右	「胆汁のなかに排出されています。」	不正確である。 (胆汁中に全て排出されるのではない。)	3-(1)				
53	148	17 - 18 右	「細菌などの異物を取りこんだり、」及び右26～28行「[血液をたくわえるはたらき]」全体	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
54	148	17 - 18 右	「細菌などの異物を取りこんだり、」	不正確である。 (肝臓のはたらきについて)	3-(1)				
55	148	27 右	「肝臓は通常血液をたくわえています が、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (静的に貯蔵しているかのような表現。)	3-(3)				
56	149	23 - 25 右	「アメリカのサムナー(1887～1955)が酵素の実体はタンパク質であると唱え、のちに広く認められるようになります。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
57	149	31 - 33 右	「みそやしょうゆ、日本酒の製造にはコウジカビや酵母菌、乳酸菌がもつ酵素が利用されています。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
58	162	21 - 22 右	「再吸収(161ページ参照)によって」	生徒にとって理解し難い表現である。 (161ページ該当箇所は「発展」。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 7 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
59	166	34	「ニホンイモリ」(以下, 35行)	不正確である。 (生物名として)	3-(1)
60	168	側注1	「子孫をふやすことができる段階となった個体を成体という。」	不正確である。 (成体の定義として)	3-(1)
61	168	5 - 7	「イモリの幼生にもあしはないが, 成長するにしたがってまず後ろあし2本, 次に前あし2本の計4本のあしが生じ, 」	誤りである。 (あしの生じる順が正しくない。)	3-(1)
62	170	31 - 32	「その理由について話し合おう。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず, また, 発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
63	174	15 - 16	「エビの一種のザリガニやカニなどのなかまを甲殻類という。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エビには甲殻類でないものがあるかのような表現。)	3-(3)
64	174	図12	右「ナミアゲハ」	不正確である。 (生物名として)	3-(1)
65	178	7 - 9	「軟体動物には内骨格も外骨格もないが, 貝殻があるものが多い。」	不正確である。	3-(1)
66	179	2 - 7	「節足動物や軟体動物の他にも, さまざまななかまがあることが知られている。たとえば, カイメン, イソギンチャクやクラゲ, サンゴ, ヒドラ, ウズムシ, ミミズやゴカイ, ヒル, センチ	不正確である。 (「たとえば, 」前後の関係について)	3-(1)
			ユウ, ウニやヒトデ, ナマコ, ホヤなどはすべて, 無脊椎動物である」		
67	179	9	「ほとんどは水中で生活し, 」	不正確である。 (陸上で生活するものとの対比上。)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 8 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
68	182	上左	「さまざまな生物のなかまが繁栄と絶滅をくり返してきたことがわかる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「なかま」及び「絶滅」について説明不足。)	3-(3)
69	190	下囲み	下右図「地球上に出現した過去の生物(復元図)」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
70	192	4 - 5 左	「より環境に適応した形質をもつ個体は多くの子を残す」及び右12行「食物に適応し、」	不正確である。 (「適応」の用法について)	3-(1)
71	192	左12 -右4	「彼が自然選択説の着想を得たきっかけは、海軍の測量船「ビーグル号」での世界一周の航海であったといわれています。ダーウィンが1835年に訪れたガラパゴス諸島には、ダーウィンフィンチとよばれる鳥類の一群が十数種生息しています。これらのダーウィンフィンチは、南アメリカ大陸から渡ってきたある1種の共通の祖先から分かれてきたものであると考えられています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ダーウィンがフィンチについて詳細な研究を行ったかのような表現。)	3-(3)
			。』		
72	210	図15	気圧と気温のグラフ(以下、220ページ図6下右図)	通常の約束に従って記載されていない。 (原点の数値が記されていない。)	3-(5)
73	212	4	「[図14]ように」	不正確である。 (図と記述との対応について)	3-(1)
74	216	中右写真	「乾湿計」の「SATO」(以下、218ページ上左写真「自記記録計」の同ロゴ)	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
75	216	下右写真	「アネロイド気圧計」の「ISUZU SEISAKUSHO CO., LTD.」(以下、218ページ上左写真「気圧計」の同ロゴ)	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 9 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準
	ページ	行			
76	226	9	「[図13]のように」	不正確である。 (図と記述との対応について)	3-(1)
77	227	中図	説明文「札幌市上空を寒冷前線が通過している。」	不正確である。 (前線の意味を考慮すると不正確である。)	3-(1)
78	228	側注1	4行「1/200」	不正確である。 (値について)	3-(1)
79	233	10	「[図10]のように」	不正確である。 (図と記述との対応について)	3-(1)
80	234	側注3	「気団は、同じ場所にとどまって動かない巨大な高気圧である。」	不正確である。 (232ページ側注2との関係について)	3-(1)
81	236	側注2	「この高気圧(小笠原気団)」	不正確である。 (括弧内外の関係について)	3-(1)
82	237	図22	天気図中「台9号」	誤りである。 (数字について)	3-(1)
83	239	図	大気の流れを表す図	不正確である。 (日本列島と風系の対応について)	3-(1)
84	240	図25	「アメダス」	不正確である。 (表題と、説明文及び図との対応について)	3-(1)
85	242	下右	2章④「高気圧と低気圧」説明文「等高線が閉じていて」	誤りである。 (閉じているものについて)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 10 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
86	244	中左	1章④3-4行「飽和水蒸気を超えた水蒸気」	不正確である。	3-(1)
87	253	下右	「リニアモーターカーをつくろう」の「関連p. 106」	不正確である。 (参照先について)	3-(1)
88	254	上左	「水中で生活する動物の呼吸のしかたを調べよう」の「関連p. 157」	不正確である。 (参照先について)	3-(1)
89	254	下右	「天気のことわざを調べよう」の「関連p. 245」	不正確である。 (参照先について)	3-(1)
90	257	下囲み	「アルコールランプの使い方」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (芯の長さについての注意がない。)	固有 1-(1)
91	258	下右囲み	「加熱のしかた」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (突沸を防ぐための配慮がされていない。)	固有 1-(1)
92	262	上写真	「注射筒」の中の「TERUMO」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
93	265	上右表	マイクロの記号「 μ 」	表記の基準によっていない。 (国際単位系)	3-(4)
94	266	19 - 20 左	「かけられる数とかける数の小数点の和」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「小数点の和」について)	3-(3)
95	267	16 - 17 左	この液体の体積が10.21g	誤りである。	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 11 枚目

受理番号 26-52		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 2
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
96	267	27 - 34 左	「有効数字をふくむ数値の積や商などは、桁数の少ないほうにそろえる。 8.96g/cm3 × 7.6cm3 = 68.096g この場合、有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうにそろえ、積は	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	
			、有効数字2桁の右の小数第1位で四捨五入し、68gとする。または、小数第2位以下の値が十分に意味をもつと考えられる場合、68.1gとしてもよい。」			
97	267	30 - 31 左	「有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうに」	生徒にとって理解し難い表現である。	3- (3)	
98	267	33 - 34 左	小数第2位以下の値が十分に意味をもつと考えられる場合、68.1gとしてもよい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (条件が成り立つ場合について説明不足。)	3- (3)	
99	267	13 右	「13g / 23g × 100 ≒ 56.5%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3- (1)	
100	267	13 右	記号「≒」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3- (3)	
101	267	20 右	「10g / 100g + x g × 100 = 8%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3- (1)	
102	270	ページ 全体	「教科書に記載されているおもな物質・試薬の一覧」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2- (12)	
103	裏表紙	中	NH3とCO2の分子のモデル	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	
104	裏表紙	中	NH3とCO2の分子のモデル	生徒にとって理解し難い表現である。 (原子を結ぶオレンジ色及び水色の棒について)	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 1 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	上	「わたしのレポート」の〔疑問〕(以下、18ページ上、82ページ上、222ページ下の同様の部分)	不正確である。 (記載内容は疑問になっていない。)	3-(1)	
2	7	図4	中央写真中の「Kenis」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
3	9	側注6	「電子の質量は、陽子の質量の約1800分の1である。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
4	11	11	「周期表の18族の原子を希ガスといいますが、」の「族」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)	
5	14	9 右	組成式	生徒にとって理解し難い表現である。 (「化学式」との異同について)	3-(3)	
6	21	下囲み	ダニエル電池の説明図中の「SO4 2+」(2箇所)	誤りである。	3-(1)	
7	28	7	HCl- → H+ + Cl-	誤りである。 (「HCl-」について)	3-(1)	
8	29	14 - 15 右	アルカリの水溶液には、タンパク質を変化させてとろく性質があります。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
9	31	下囲み	「純粋な水のpH」の中のミネラルウォーターの写真及びその説明文「水の種類によってpHの値は異なる。」	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)	
10	47	下右	「振り子の運動[小3]」「てこの規則性[小5]」	不正確である。 (学年について)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 2 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	52	側注2	「このように、向きと大きさをもつ量をベクトルという。一方、長さや時間、質量などのように大きさだけをもつ量をスカラーという。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
12	53	図11	「クレーンによる玉掛け」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)	
13	55	下囲み	「摩擦力」全体（ただし、左10-14行「物体と物体がふれ合う面で、接触する面に平行な方向にはたらく力を、いっばんに摩擦力といいます。物体を引いても動き出さないとき、物体には、	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
			物体を引く力と向きが逆で同じ大きさの摩擦力がはたらいています。」を除く。)			
14	57	17	「垂直抗力」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)	
15	58	上左吹き出し	「右の図では、10 Nの力を1 cmの矢印で表している。このとき、合力の大きさはそれぞれ何Nになるかな。」及び右の図	不正確である。 (文章と図の対応について)	3-(1)	
16	59	上右写真	写真のタイトル「十勝スピードウェイ」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
17	65	囲み	「準備」、「方法5」、「結果」の「記録用テープ」及び「方法6」の図の中の「紙テープ」	表記が不統一である。	3-(4)	
18	66	図14	全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (動作の説明がなく、「初めの部分」がどこか分からない。)	3-(3)	
19	71	6 - 7 左	「物体の速度の大きさは一定ですが、その向きは絶えず変化しています」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「速度の大きさ」及び「向き」について説明がない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 3 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
20	71	23 - 26 左	「球とレールとの間には、ほとんど摩擦力がはたらかないことから、レールから球には、円の中心へ向かう向きに力がはたらいていることがわかります。」	不正確である。 (円の中心へ向かう向きに力がはたらいていることがわかる理由について)	3-(1)	
21	76	ページ 全体	「運動の法則」全体	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (加速度について定量的な定義が説明されておらず、加速度の定量的な性質の記述が理解できない。)	2-(1)	
22	76	4 - 5 右	「これまで、力、質量、加速度は無関係なものとして考えてきました、」	不正確である。 (これまでの学習内容について)	3-(1)	
23	76	下図	「0.1秒間の移動距離」	不正確である。 (図中の数値の説明として)	3-(1)	
24	83	22 - 24	「実は、電力は電気による仕事率である。たとえば、消費電力が400Wのモーターは、1秒間あたりに最大400Jの仕事をするができる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「最大400Jの仕事」について説明不足。)	3-(3)	
25	85	図18	手順[2]の「異なる質量の球を、同じ速さで転がして木片に当て、」	生徒が自ら活動を行えるよう適切な配慮がされていない。 (異なる質量の球を同じ速さで転がす方法について説明不足。)	2-(13)	
26	86	図21	全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)	
27	88	側注1	全体及び「実験5 位置エネルギーの大きさが何に関係するか調べよう」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (位置エネルギーと木片の移動距離の関係について説明不足。)	3-(3)	
28	99	4 - 6	「この現象では、熱湯のもつエネルギーがピストンの運動エネルギーに移り変わっていると考えることができる。」及び図3全体	不正確である。 (図3のピストンの動きに伴うエネルギーとして)	3-(1)	
29	103	6 - 14	ある高さまでもち上げられたジェットコースターは、再び最初の高さまで上ることができない。これは、ジェットコースターの位置エネルギーが、運動エネルギーの他、熱エネルギーなどに	生徒にとって理解し難い表現である。 (「つまり」でつないだ前後の関係について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 4 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
			移り変わるためである。つまり、力学的エネルギーの範囲では保存されていないが、熱エネルギーなどをふくめると、すべてのエネルギーの総和は一定に保たれている。		
30	103	6 - 8	「ある高さまでもち上げられたジェットコースターは、再び最初の高さまで上ることができない。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)
31	105	31	「真空」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
32	105	側注3	「高温の物体からは、目に見えない赤外線や紫外線なども放出されている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (低温の物体からは赤外線が放出されないかのような表現。)	3-(3)
33	110	18	「川の環境」	不正確である。 (「環境」の用法について)	3-(1)
34	111	9 - 10	核燃料から生じるエネルギー	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (エネルギーが無から生じるかのような表現。)	3-(3)
35	111	上右囲み	「天然に約0.7%ふくまれるウラン235」	生徒にとって理解し難い表現である。 (何に対する割合かの説明がない。)	3-(3)
36	111	上右囲み	「ウラン235に中性子を衝突させると、」及び「このとき、核分裂のエネルギーとともに中性子が放出され、その中性子が他のウランに衝突することで、反応が連鎖的に起こります。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)
37	112	6 - 8	このようにして放出される放射線には、アルファ線(α線)、ベータ線(β線)、ガンマ線(γ線)の3種類があることが知られている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原子核の崩壊に伴う放射線が3種類のみであるかのような表現。)	3-(3)
38	112	側注2	「静電気がはたらく空間には電界があるという。電磁波は、電界と磁界の相互作用によって空間を伝わる波である。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 5 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準	
	ページ	行				
39	112	図9	図の中の「X線」	生徒にとって理解し難い表現である。 (X線と放射線の関係について説明がない。)	3- (3)	
40	116	図18	「家庭用の燃料電池 家庭用のコージェネレーションシステムとして普及している。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (燃料電池とコージェネレーションシステムの関係について説明不足。)	3- (3)	
41	128	上左	「植物はふつう種子や胞子によって、動物はふつう卵と精子によって、子をつくっている。」	不正確である。 (植物について)	3- (1)	
42	129	中右囲み	「受精卵や発生の初期の胚の細胞のように、細胞分裂を行う能力をもち、分化する能力をもつ細胞を幹細胞といいます。」	不正確である。 (幹細胞について)	3- (1)	
43	131	5 - 7	「図3のように、受粉すると、花粉から花粉管がのびてそのなかを精細胞が移動し、花粉管が胚珠に達すると卵細胞の核と精細胞の核が合体する。この過程を受精という。」	不正確である。 (受精について)	3- (1)	
44	131	9 - 11	「種子が発芽すると、胚の細胞はさらに細胞分裂をくり返し、胚はしだいに親と同じ体のつくりやはたらきをもつ個体に成長していく。この過程を発生という。」	不正確である。 (発生について)	3- (1)	
45	131	側注3	「シダ植物、コケ植物も、受精によって子をつくっている。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	
46	133	1	「セイロンベンケイソウ」(以下、同ページすべての「セイロンベンケイソウ」及び「コダカラベンケイソウ」)	不正確である。 (生物名として)	3- (1)	
47	134	1	「多細胞の動物」及び、2行「多細胞の植物」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (単細胞の動物や単細胞の植物があるかのような表現。)	3- (3)	
48	135	側注2	「親のすべての形質が遺伝するわけではなく、ふつう環境や訓練などによって変化した形質が遺伝することはない。」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2- (16)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 6 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 3	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
49	135	側注2	「親のすべての形質が遺伝するわけではなく、ふつう環境や訓練などによって変化した形質が遺伝することはない。」	不正確である。 (形質について)	3-(1)				
50	139	15 - 17 右	「このように、農業や園芸では、人為的な栄養生殖である挿し木や接ぎ木、取り木といった方法を利用しています。」	不正確である。 (栄養生殖について)	3-(1)				
51	139	19 右	「品種」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
52	148	18	「品種改良」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
53	149	14 - 16 左	「分化した細胞では細胞の種類によって異なる遺伝子がはたらいて分化する能力は失われます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (分化する能力を失わせる遺伝子があるかのような表現。)	3-(3)				
54	173	図14	「デジタルサーモテープ」(3箇所)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
55	178	図2	左「黒点が移動するようす」全体	生徒にとって理解し難い写真である。 (図1の観測結果との対応について)	3-(3)				
56	181	6 - 8	「月は、約30日で地球のまわりを一回りしている。このため、1日あたりでは、約12°回転し、」	不正確である。 (月の運動について)	3-(1)				
57	184	12	「月の公転面は、地球の公転面と一致していないため、」, 13行「図16のように、」, 図15及び図16(以下、201ページ左27-28行「地球の公転面と月の公転面が一致していないために、」)	学習指導要領に示す内容と区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				
58	184	図16	「日食の起こる機会」全体	生徒にとって理解し難い図である。 (説明不足。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 7 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
59	185	11 - 12	「地球の影となる部分が広いために、地上のどこからでも見られ、」	不正確である。 (月食を見る機会が日食より多い理由として)	3-(1)	
60	185	表2	2022年11月8日の種類「部分」	不正確である。	3-(1)	
61	186	1 - 3	「地球の他に水星、金星、火星、木星、土星、天王星、海王星の8個の天体が公転している。」	不正確である。 (天体の数について)	3-(1)	
62	189	13 - 15	「このため、夜に見られることはなく、黄道上の星座のように、金星の方向にある星座も移り変わる。その変わり方も、太陽が規則正しく動くのに対して、金星は星座のなかを不規則に動い	不正確である。 (見え方や変わるものについて)	3-(1)	
			ているように見える。」			
63	189	図5	「金星の見え方の変化」全体	学習指導要領に示す内容と区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
64	205	上右	観測2の「さらに2週間後の2月7日に、」「同様の観測を行った。」「図2は、この観測で記録した金星とペガス座をつくる星Aの位置をまとめたものである。」及び図2	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
65	211	図3	下中の「ヤゴ」	不正確である。 (表記について)	3-(1)	
66	221	上囲み	「準備」の「保護眼鏡」(以下、下囲み及び222ページの同表現)	生徒にとって理解し難い表現である。 (用途について)	3-(3)	
67	230	3 - 5	「プレートは、地球の内部からわき出した物質で、海嶺で生まれ、・・・、再び、地球の内部へとどっていく。」	不正確である。 (陸のプレートを考慮すると不正確である。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 8 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科		種目 理科		学年 3	
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準				
	ページ	行							
68	236	8	「高潮」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
69	241	27 - 36 右	「3章 自然の恵みと災害」全体	不正確である。 (「要点と重要用語の整理」として、不適切である。)	3-(1)				
70	246	4	蒸気機関	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
71	247	11	内燃機関	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
72	249	図7	右写真の中の「ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
73	249	図7	Bの説明の中の「高周波」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
74	249	図7	Dの説明の中の「素子」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
75	250	図9	図の中の「遠隔医療」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
76	251	22 左	電子化	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)				
77	254	囲み	「液晶ディスプレイ」全体(ただし、左2-4行「現在、テレビの画面の他、パソコン、スマートフォンなどの電子機器の画面には、主として液晶ディスプレイが使われています。」を除く。	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 9 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
			)		
78	254	7 - 8 左	固体と液体の中間的な状態の液晶	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明不足。)	3-(3)
79	254	22 - 23 左	「配列が90° ねじれていれば上から入った光も90° ねじれるように屈折して進みます。」、左29行「一定の方向の光だけを通すフィルター」、右15-17行「上から入った光は液晶の粒子の配	生徒にとって理解し難い表現である。 (偏光については未学習。)	3-(3)
			列に沿って90° ねじれるように屈折して進み、下のフィルターを通過します。」、及び光が液晶中を通過している4つのイラスト中の平らな矢印で表現された光		
80	254	23 左	「屈折して進みます。」及び右16行「屈折して進み、」	不正確である。 (「屈折」)	3-(1)
81	254	24 左	「液晶の上下」(以下、左28行の同表現)	不正確である。	3-(1)
82	254	下	光が液晶中を通過している4つのイラスト中の電圧を加えていない2つのイラスト	不正確である。 (赤い矢印の向き(2箇所)及び偏光フィルターを通過した光の偏光面の向きについて)	3-(1)
83	255	中写真	「カプセル内視鏡」の写真中の「EndoCapsule」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
84	261	16	レアメタル	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)
85	262	5 - 7	「また、熊本県では、化学工場が海に流した廃液にふくまれる水銀化合物が食物連鎖で濃縮されたことが原因で水俣病が発生した」と7行「[図9]」	不正確である。 (相互の関係について)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 10 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
86	263	1	持続可能な社会	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)	
87	265	中左- 中右	「学年末総合問題」の中の「大問3」 (小問①を除く全体)	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (中和反応に関与する物質の量的関係を表すグラフは未学習であり、解答できないおそれがある。)	2-(1)	
88	265	中左- 中右	「学年末総合問題」の中の「大問3」 (小問①を除く全体) 及び301ページ 右9行「②青色 ③ア」	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、 また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
89	265	上右	「図2」及び選択肢「ア」のグラフ	不正確である。	3-(1)	
90	266	4 - 5 右	「次の文は、図1をもとにして、太陽と月の日周運動について説明したものである。」及び右9-11行「太陽と月の日周運動の速さを比べると、太陽は月より②(ア. 速い イ. おそい)ことが	不正確である。 (日周運動について)	3-(1)	
			わかる。」			
91	277	下囲み	「アルコールランプの使い方」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (芯の長さについての注意がない。)	固有 1-(1)	
92	278	下右囲み	「加熱のしかた」全体	作業の安全について適切な配慮がされていない。 (突沸を防ぐための配慮がされていない。)	固有 1-(1)	
93	285	ページ 全体	「教科書に記載されているおもな物質・試薬の一覧」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)	
94	286	上写真	「注射筒」の中の「TERUMO」	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 11 枚目

受理番号 26-69		学校 中学校		教科 理科	種目 理科	学年 3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
95	289	上右表	マイクロの記号「μ」	表記の基準によっていない。 (国際単位系)	3-(4)	
96	290	21 - 22 左	「かけられる数とかける数の小数点の和」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「小数点の和」について)	3-(3)	
97	291	16 - 17 左	この液体の体積が10. 21 g	誤りである。	3-(1)	
98	291	27 - 34 左	「有効数字をふくむ数値の積や商などは、桁数の少ないほうにそろえる。 8. 96g/cm3 × 7. 6cm3 = 68. 096g この場合、有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうにそろえ、積は	学習指導要領に示す内容と明確に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(16)	
			、有効数字2桁の右の小数第1位で四捨五入し、68gとする。または、小数第2位以下の値が十分に意味をもつと考えられる場合、68. 1gとしてもよい。」			
99	291	30 - 31 左	「有効数字の桁数の少ない(かける数)の2桁のほうに」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
100	291	33 - 34 左	小数第2位以下の値が十分に意味をもつと考えられる場合、68. 1gとしてもよい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (条件が成り立つ場合について説明不足。)	3-(3)	
101	291	13 右	「13g / 23g × 100 ≐ 56. 5%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3-(1)	
102	291	13 右	記号「≐」	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がない。)	3-(3)	
103	291	20 右	「10g / 100g + x g × 100 = 8%」	不正確である。 (%の意味を考慮すると不正確。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

12 枚中 12 枚目

受理番号 26-69	学校 中学校	教科 理科	種目 理科	学年 3
------------	--------	-------	-------	------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
104	295	中右	周期表中, 84Poポロニウムの利用例「キュリー夫妻」	誤りである。 (利用例ではない。)	3-(1)
105	296 - 297	ページ 全体	「探究の歴史」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
106	298	ページ 全体	「ノーベル賞を受賞した日本人科学者」全体	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(12)
107	裏見返 ⑨	下左吹き出し	「「化学」という科目になるよ。」(以下, 下右「「物理」という科目になるよ。」, 裏見返⑩ページ下左「「生物」という科目になるよ。」, 下右「「地学」という科目になるよ。」)	不正確である。 (「基礎」を付した科目があることを考慮すると不正確である。)	3-(1)
108	裏見返 ⑩	下中吹き出し	「熱や光, 地球と宇宙について学んでいくよ。」	不正確である。 (「科学と人間生活」の学習に照らして)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。